

シリーズ 安全な暮らしをつくる個人情報の保護を考える

シンポジウム 児童虐待対策における多機関連携

児童虐待防止推進月間である11月に

子どもの安全を守るための 個人情報の保護と活用について

皆さまとともに考えてみます。



家庭の問題を発見して支援につなげる際には、個人情報の取り扱いが問題となります。現実には、個人情報保護法の趣旨とは異なり、現場関係者が過度に個人情報に配慮し、連携が円滑に進んでいない状況にあります。

児童虐待にかかわる機関連携型の支援の現場で、個人情報保護法制がどのように影響するのかを考え、解決の糸口を探りたいと思います。

平成28年11月20日（日） 13:00 ～ 16:30（開場 12:30）

フクラシア東京ステーション 会議室K 朝日生命大手町ビル

13:00	開会挨拶・「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」 研究開発領域の紹介 山田 肇 東洋大学 経済学部
13:10	イントロダクション 児童虐待への対応と情報共有・情報保護 吉田 恒雄 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク／駿河台大学
13:20	講演① 児童虐待問題と個人情報 津崎 哲郎 NPO法人児童虐待防止協会／関西大学
14:00	講演② 児童虐待防止における連携と個人情報の取扱い 野村 武司 獨協大学 法科大学院／弁護士
14:40	休憩
14:55	話題提供 警察を含めた多機関連携を推進する上での「個人情報」の課題 田村 正博 京都産業大学 社会安全・警察学研究所
15:05	パネルディスカッション・フロアを含めた全体討議
16:30	終了

※ 時間は目安となります。

※ 配布のアンケートにご協力をお願い申し上げます。

津崎 哲郎

NPO法人 児童虐待防止協会 理事長
関西大学 客員教授

大阪市中央児童相談所（現、大阪市こども相談センター）に長年勤務。退職後、大学で教鞭をとるほか、行政の福祉関連の委員などを歴任し、児童虐待問題に取り組む。理事長を務めるNPO法人では、子どもの虐待ホットライン、啓発活動、関係機関との連携事業などを幅広く展開している。

野村 武司

獨協大学 法科大学院 教授
弁護士

専門分野は行政法、情報法、教育法。情報公開・個人情報保護法制に関する研究のほか、子どもの権利保障の法制度などにも取り組む。地域に密着し、特に子どもの問題に力を入れている「獨協地域と子ども法律事務所」の所属弁護士としても活動中。

田村 正博

京都産業大学 社会安全・警察学
研究所 所長
領域プロジェクト研究代表者

警察とその関係機関に長年勤務。退職後、大学で教鞭をとるほか、弁護士としても活動。専門分野は社会安全政策、警察行政法。所長を務める研究所では、子どもの非行防止や警察組織に関する研究、様々な機関の協働を促進する活動にあたっている。

山田 肇

東洋大学 経済学部 教授
領域総括

情報通信の経済学を中心にすえて教育・研究活動を展開。電子行政、義務教育、高齢者・障害者の社会参加、健康・医療・介護などへの情報通信の利活用促進策と、アクセシビリティなど社会的障壁の除去策について提言を続けている。

吉田 恒雄

認定NPO法人 児童虐待防止全国
ネットワーク 理事長
駿河台大学 学長
領域アドバイザー

専門分野は民法（家族法）、児童福祉法。児童虐待防止法制度に関する研究、子どもの権利擁護制度の研究に携わるとともに、児童虐待防止を目的に、NPO法人として児童虐待防止のソーシャルアクション、広報・啓発活動（オレンジリボン運動）に取り組んでいる。

安全な暮らしを実現できるプロジェクト

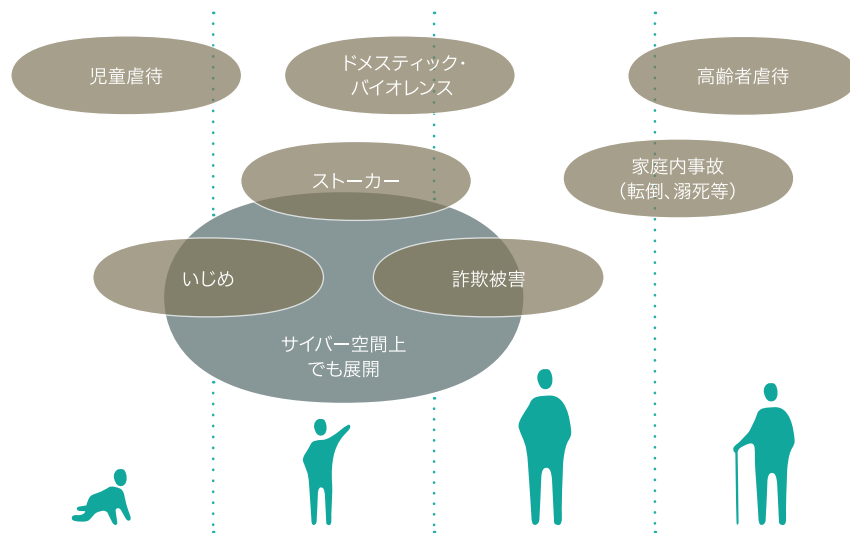
現代の日本には、様々な社会問題があります。

ドメスティックバイオレンス、児童虐待、高齢者の孤独死、家庭内事故、ネットいじめに関連した自殺…。

こうした問題の多くが、家庭やネットの中の、見えにくいところでききており、支援機関の介入が簡単ではありません。

では、どうすれば発見しづらい問題を明らかにし、解決できるのか。

私たちが推進するのは、問題解決方法を具体的に提示するプロジェクトです。



科学的知見を駆使して

安全な暮らしへの取り組みというと、法制度の改革などを思い浮かべる方もいるかもしれません。ただし、ここでは「科学技術振興機構」という名前の通り、科学的知見を活用したプロジェクトに力を入れています。

家庭の密室に、孤立を感知するセンサーを置く。インターネットの中に、いじめや犯罪を検知するソフトを導入する…。

このように、科学によって、表面的には見えにくい問題を明らかにすることは可能です。

私たちは、その科学の可能性に期待していますし、それを社会に普及させることで安全な暮らしをつくりたいと思っています。

もちろん、これまでの概念にとらわれない、あらたな形で科学の提案は歓迎です。

現場と連携しながら

安全を実現するためには、「現場」とのかかわりが不可欠です。

たとえば、センサーをつかって高齢者の孤立を感知できたとしても、その後、公共機関やNPOなどが高齢者を継続的にサポートしていかなければ、問題解決にはなりません。

あるいは、家庭内暴力の兆候を感知するソフトを開発したとしても、それを利用する機関がなければ意味がありません。

これまでの研究の多くは「感知する」まででしたが、プロジェクトではその先、つまり現場にまでつなげることが求められます。

プロジェクト側がいかに現場の支援者と連携を持てるのか。そこが安全な社会の実現に向けた、大きなポイントになってきます。

多面的なアプローチを

安全な社会の実現には、一面的な取り組みだけでは限界があるとも考えています。

たとえばいじめに関連した自殺ひとつとっても、家庭の問題、ネットの問題、学校の問題、教師との問題、病理的な問題など、いくつもの要因が混ざり合っています。もし学校の問題からのみ取り組んでも、解決には至りません。

ここでは一面的な研究開発にとどまらず、より広く社会の様々な側面に目を向けた取り組みを期待しています。

また、別の問題を扱う他のプロジェクトと連携しながらの取り組みを歓迎しています。様々な問題の解決を目指すプロジェクト同士が力を合わせて安全な暮らしの創出を実現する。そんなイメージで参加していただけると嬉しいです。

安全な暮らしを創出したい。そんな思いを抱くメンバーが大学、NPO、企業、行政などから広く集い、より良い社会づくりを目指す研究開発をサポートしていきます。

随時
イベントも
開催

一般の方も参加可能なイベントを行っています。これは成果発表などの他に、様々な機関や立場の方同士がつながりを持つ目的もあります。現場のNPOの方がご参加され、イベントの後にプロジェクト関係者とつながりを持ち、プロジェクトと一緒に動かしていく。あるいは、企業と行政がイベントを通じてつながり共同研究が行われる。そうしたつながりの場を、どんどんつくりたいと思っています。

最新情報はこちら：<https://www.ristex.jp/pp/>

お問い合わせ

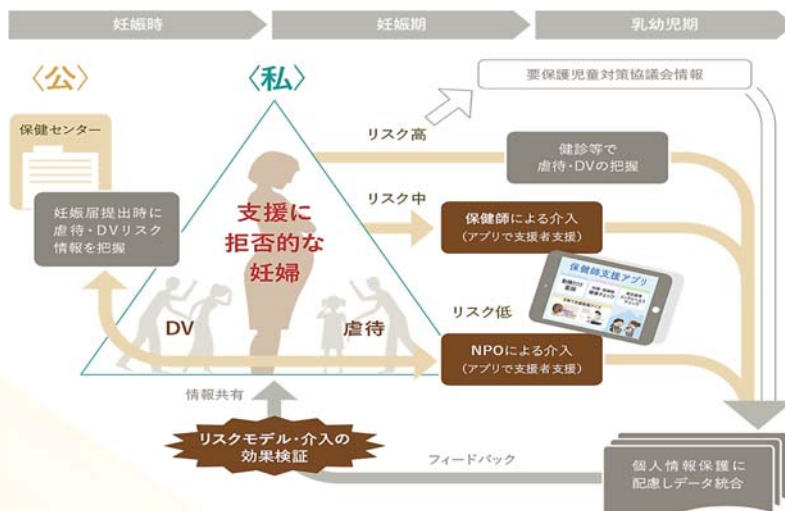
国立研究開発法人 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ4F
電話：03-5214-0130 (代表) FAX：03-5214-0140
Email：pp-info@jst.go.jp





研究代表者
藤原 武男
東京医科歯科大学

虐待やドメスティックバイオレンスの効果的な予防対策は確立されていません。妊娠届を区役所に提出する時点を出発とし、ハイリスク群の妊婦が確実に把握されるシステムを開発します。



妊娠期から虐待・DVを予防する支援システムの確立

助けての声をひろいあげたい

児童虐待の予防と低減を目指す5つのプロジェクトを紹介

科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域では、問題解決方法を具体的に提示する社会実装可能なプロジェクトを推進しています。



安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築

<http://ristex.jst.go.jp/pp/>

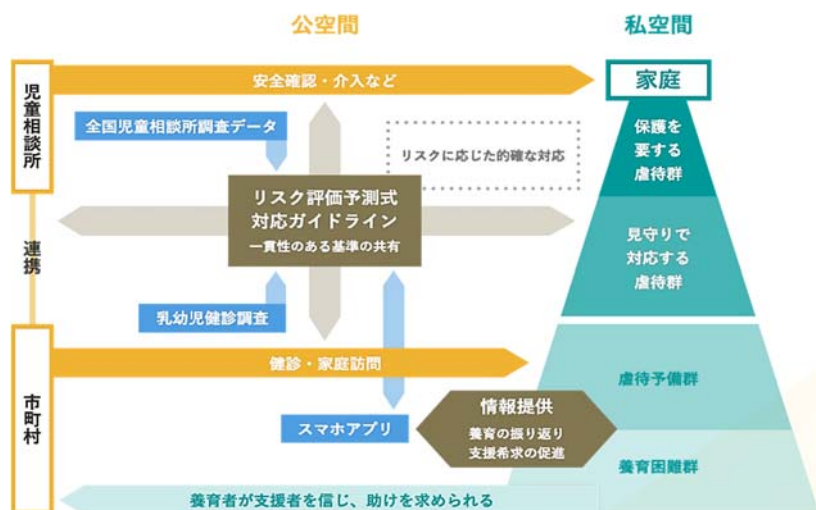


研究代表者
黒田 公美
理化学研究所

子ども虐待対策のうち、養育者への支援は大幅におこなわれています。親、子、家庭・社会、行政・法制度の観点から虐待リスク要因を分析し、柔軟で効果的な養育者支援システムを開発します。



養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築



研究代表者

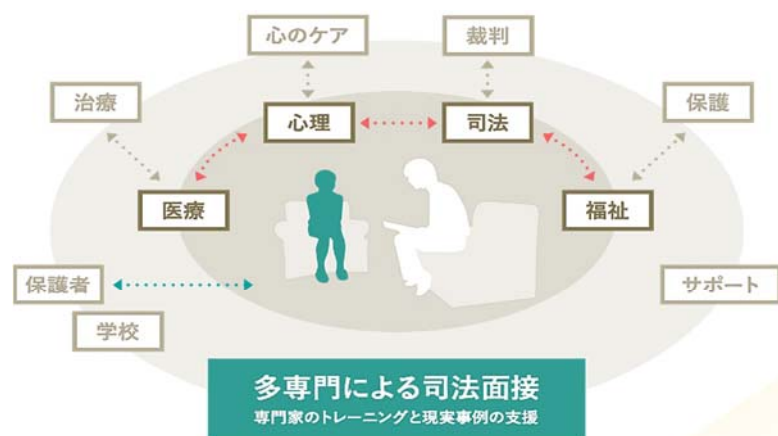
森田 展彰

筑波大学



困難を抱える親子に必要な情報や支援を提供するシステムは十分といえません。関係機関が一貫性ある基準を共有し、的確な支援を届ける仕組みを作ること、児童虐待の予防と早期介入を目指します。

全国調査データベースを用いた児童虐待の予防・早期介入システムの開発



プロジェクトが公／私の「間」となり連携を支援

研究代表者

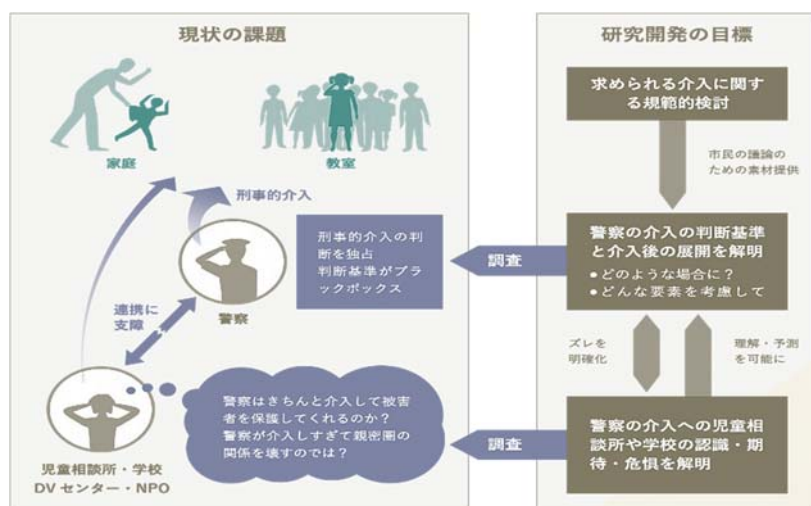
仲 真紀子

北海道大学



親密な関係性の中の被害への対応は、福祉と司法の共同・伴走が必要です。司法面接（精神的負担に配慮しつつ正確な情報を収集する面接法）の多機関連携を促進し、効果的な介入・支援を目指します。

多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装



研究代表者

田村 正博

京都産業大学



家庭や学校で起きる犯罪的事象には多機関の連携が必要であるとされています。警察の介入の内容や意図を理解・予測できるツールを開発し、警察を含めた多機関連携が円滑に進むことを目指します。

親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進

児童虐待への対応と情報共有・情報保護 —要保護児童対策地域協議会を中心に—

『安全な暮らしをつくる個人情報の保護』シンポジウム
「児童虐待対策における多機関連携」資料

領域アドバイザー 吉田恒雄
(児童虐待防止全国ネットワーク・駿河台大学)

1

企画の趣旨

・安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築

私的空間/関係における 事件や事故を予防・低減し、安全な暮らしを創生する研究開発

→私的空間・関係に関する情報の収集・分析の必要

→事件・事故の予防・低減のための多機関連携と情報共有・利用の必要

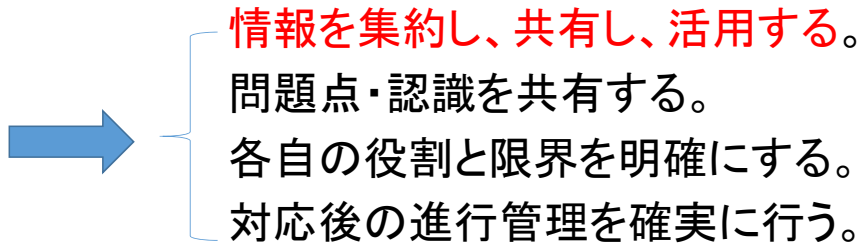
➡ 当事者のプライバシーの保護、人格権としてのプライバシー権の保護の必要

➡ 個人情報の適切な保護・利用による安全な暮らしの創生へ

2

ネットワークによる対応 —多機関連携の必要性—

- 虐待問題は、個人や単独の機関だけでは対応できない。
 - 虐待の原因の多様性に応じた対応が必要
 - 多様な機関が密接な連携のもとにそれぞれの機能を果たす必要



→多機関連携の実現

3

要保護児童対策地域協議会

• 連携（ネットワーク）の制度化

多数の関係機関の円滑な連携・協力を制度的に確保

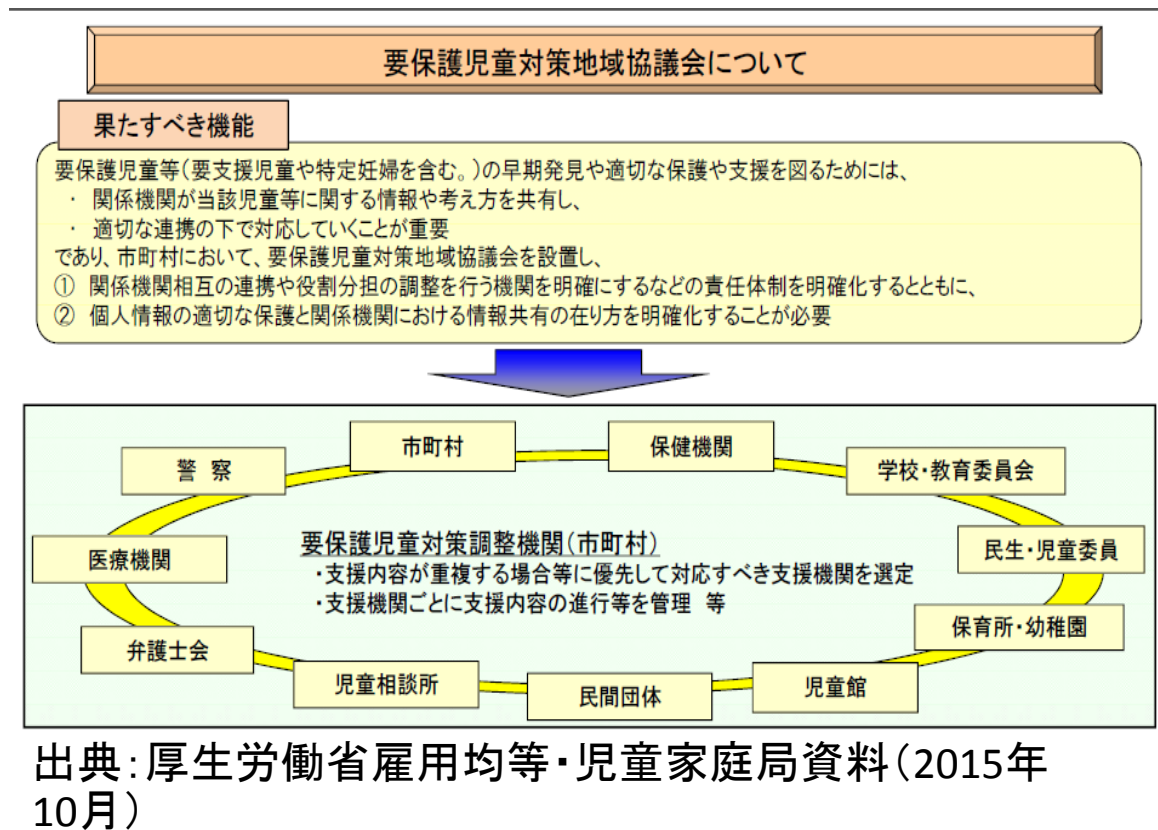
→機関相互の連携や役割、責任体制の明確化

→関係機関からの円滑な情報の提供を図る。

→ケースの進行管理（状況の変化を的確に把握し、対応する）

○多機関連携のための仕組みの整備（2004年児童福祉法改正で規定）

4



5

要保護児童対策地域協議会一組織・業務等

児童福祉法25条の2

1項

- ・ 目的: 要保護児童の保護、要支援児童、特定妊婦(支援対象児童等)の支援
- ・ 構成: 関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者
- ・ 地方公共団体の設置義務

2項

- ・ 業務: 要保護児童等、その保護者、特定妊婦に関する情報、適切な保護・支援に関する**必要な情報の交換、支援内容に関する協議**

6

4項:調整機関の設置

- ・協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから一つを、要保護児童対策調整機関として指定

5項:調整機関の業務

- ・協議会に関する事務の総括、要保護児童等に対する支援の実施状況の的確な把握、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整

6項

- ・専門的知識・技能を有する者の配置義務

8項:調整担当者の研修受講義務

7

• 25条の3

- ・協議会は要保護児童等に関する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

• 25条の5:協議会の構成機関・法人等の職員、その他構成員の守秘義務

• 児童虐待防止法13条の4(2016年10月1日施行)

児童の医療、福祉又は教育に関する機関、その職務に従事する者は、市町村長から被虐待児に関する資料の提供を求められたときは、これを提供することができる。 ←医療機関等の応答義務無し

8

要保護児童対策地域協議会の課題

- 全国の市区町村でほぼ設置済み

＜課題＞

- 関係機関間の認識の温度差、リスク評価等対応力の格差
- 関係機関固有の事情による情報提供の困難 →田村PJ
- 介入困難ケースへの対応(例:重度でないネグレクトケース)
- 増大するケース、滞留するケースへの対応
- 非構成機関・団体への情報提供要請、協力要請(改正児童虐待防止法13条の4)
- **情報共有のあり方(守秘義務及び個人情報保護に関する誤解)**
→情報共有の制度は一応設けられているが、適切な運用とはいえない。
◎適切な運用による対応が必要、内容によっては法改正が必要か？

児童虐待問題と個人情報

NPO 法人 児童虐待防止協会理事長 津崎哲郎

1 児童相談所の調査

・児童福祉法第 11 条(都道府県の業務)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

ハ 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

③都道府県知事は、(中略) 事務の全部または一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

・児童福祉法第 29 条(立入調査)

都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

・児童福祉法第 25 条(要保護児童発見者の通告義務)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

・児童福祉法第 25 条の 6

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第 25 条の規定による通告を受けた場合において、必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

・児童虐待防止法第 5 条(児童虐待の早期発見等)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

・児童虐待防止法第 6 条(児童虐待に係る通告)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

・児童虐待防止法第8条(通告又は装置を受けた場合の措置)

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者協力を得つつ、当該指導の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。

・児童虐待防止法第8条の二(出頭要求等)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する書院をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、(略)保護者が(略)出頭の求めに応じない場合は、(略)児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

・児童虐待防止法第9条(立入調査等)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

・児童虐待防止法第9条の二(再出頭要求等) 略

・児童虐待防止法第9条の三(臨検、搜索等)

都道府県知事は、(略)保護者が(略)出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

課題1 児童虐待に関わって、児童相談所の調査の職務、保護者に対する調査の権限は法制化されているが、関係機関等には協力関係に過ぎない

・児童相談所の調査に、より権限を付与すべきとの議論が出ている

課題2 虐待の通告義務は、家庭裁判所や保護観察所など国の機関にも及ぶのかどうか

課題3 司法機関との情報交換はハードルが高い

・平成25年に生じた和歌山県での虐待歴のある2歳児、家庭引き取り後に死亡した事例(当初実父は不起訴処分)に関わって、検察庁は求めがあれば一定の情報を提供すると公表

・高松の高検が、児童虐待のプロジェクトチームを作り、虐待の加害者の処分に先立って、児童福祉機関との事前協議の取り組みを提言

課題4 医療分野からの情報提供

・医療、とりわけ精神科医療からの保護者の病理に関する情報提供には困難性がある

課題 5 自治体等の死亡事例等検証活動において、どれだけ情報の提供を求めることができるのか

課題 6 研究、研修目的の事例集の作成、出版が極めて困難になっている

課題 7 行方不明児童、世帯に関わっての情報収集や情報の広域管理の困難性

課題 8 調査や証拠保全等に関わる同意のない写真撮影の可否

2 市町村、及び要保護児童対策地域協議会の調査

・児童福祉法第 10 条(市町村の業務)

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

・児童福祉法第 25 条の二(要保護児童対策地域協議会)

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

・児童福祉法第 25 条の三(資料又は情報の提供等)

協議会は、(略)情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

・児童福祉法第 25 条の五(秘密保持)

(略)正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

児童虐待防止における連携と個人情報の取扱い

獨協大学 野村 武司

1. はじめに――ある事件の教訓

- ✓ 連携と情報共有は異なるものであること
- ✓ 情報共有は連携の前提であるということ
- ✓ 連携は共有された情報を生かすものでなければならないこと



◎ では、連携とは何？

2. 基本的なことから

(1) 個人情報保護とは何か（その1）

- ✓ 個人情報が漏れない・漏らさないということ
 - ☞ 守秘義務（刑法、地方公務員法、個別法、条例）
 - ☞ 情報公開法、行政機関情報公開法、情報公開条例
- ✓ 個人情報を利用すること
 - ☞ 個人情報保護法、個人情報保護条例
 - * これを個人情報保護といっている = 個人情報保護は個人情報の円滑な流通（利用、提供）のためのルール
- ✓ 個人情報の収集・利用・提供は自治事務であるということ
 - ☞ 法律だけが重要なのではなく、自治体条例が重要である。

(2) 個人情報保護とは何か（その2）

ア 総論

- 個人情報保護とプライバシー
 - * 自己情報コントロールと現代的プライバシー
- 個人情報保護の仕組みで定められているもの
 - * 個人情報本人による自己情報に対する請求
 - * 個人情報の利用、提供のルール

イ 個人情報保護のしくみ（その1）

- ✓ 自己情報開示請求

- ✓ 自己情報訂正請求
- ✓ 自己情報削除請求
- ✓ 自己情報利用中止請求

ウ 個人情報保護のしくみ（その２）

（ア）原則

- ✓ 収集目的の事前明示
- ✓ 必要最小限の収集
- ✓ 本人収集の原則
- ✓ 目的拘束の原則

（イ）例外的取り扱い（利用、提供のルール）

- 本人外収集
 - ✓ 人の同意に基づき収集するとき。
 - ✓ 法令に定めがあるとき。
 - ✓ 出版，報道等により，公にされたものから収集するとき。
 - ✓ 個人の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき。
 - ✓ 実施機関が公益上必要があると認め，審議会の意見を聴いたとき。
- 目的外利用・提供
 - ✓ 本人の同意があるとき。
 - ✓ 法令に定めがあるとき。
 - ✓ 個人の生命，身体又は財産の安全を守るため，緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき。
 - ✓ 実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要と認めるとき。

（ウ）しくみを担保するためのしくみ

- ✓ 個人情報取扱事務の登録
- ✓ 個人情報保護審議会

3. 児童虐待防止と個人情報の取り扱い

（１）気になる子ども（または妊婦）と家族の発見

- 要保護児童・被虐待児童およびその家族として把握
 - ✓ 通告として（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）
 - ✓ 調査・臨検・搜索等として（児童虐待防止法）
 - ✓ 相談として（児童家庭相談（児童福祉法 10 条 1 項 3 号））
 - ✓

- 各行政分野において把握
 - ✓ 家庭訪問（母子保健法の家庭訪問、民生委員）
 - ✓ 健診（母子保健表の妊婦および乳幼児健診）
 - ✓ 各種相談（児童扶養手当、生活保護、保育所入所、その他各分野の目的に沿った相談）
- 調整機関への集約

- ☞ 自治体法政策上は、法律に基づく本人外収集（通告、調査等）、本人同意に基づく本人集（相談等）にあたる。ただし、それぞれの行政上の収集目的がある（要保護、要支援、特定妊婦対策目的でない場合もある。）。
- ☞ 調整機関への集約は、要対協の枠内であれば、法令に基づく利用、そうでなければ、目的外利用。

（２）気になる子ども（または妊婦）と家族状況の把握・調査

- 世帯構成、家族構成、世帯の所得、生活保護や各種手当等の利用状況、子どもが通っている保育所における在籍の状況等の調査が、集約した調整機関での把握がなされる（調整機関への集約の前提として、担当部署で行われる場合もある。）。
- ☞ 必要情報の収集は、要対協の枠内であれば、法令に基づく利用、目的外利用に当たる。
- 実施機関外の他の自治体、医療機関、医師、学校等に情報の提供を求めることがある（なお、市立の幼稚園、学校は市立であっても教育委員会を実施機関とする外部提供）。
- ☞ 要対協の枠内では、要保護児童等については、関係機関等に求めることができる（法令に基づく本人外収集（児童福祉法 25 条の 3））。
- ☞ 児童虐待にかかる児童または保護者の状況等であれば、求めることができる（法令に基づく本人外収集）、また、児童虐待防止法 13 条の 4 として、それぞれの機関が、法令に基づく提供として、提供できる。
- * 要保護児童等に関しては、被虐待児童等と比べて、法令的根拠が弱い。

（３）気になる子ども（または妊婦）の情報共有

- 要保護児童対策地域協議会による協議（児童福祉法 25 条の 2）

（４）気になる子ども（または妊婦）の情報の取り扱いのシステム化

- 個人情報取扱事務登録簿にシステムとして登録する。

4. おわりに

- ✓ 法律では、ツールを定めているに過ぎないので、自治体個人情報保護条例の仕組みとしてシステム化する。法律で足りないものは、審議会などを活用して、システムの欠損部分を埋める。
- ✓ 課題としては、要保護児童等の医療機関等からの情報入手の問題が残る。
- ✓ 死亡等事例検証と個人情報の取り扱いの問題は早急に法制化すべき

【資料】

○東京都個人情報補条例

(実施機関等の責務)

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 知事その他の執行機関は、事業者において個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報をいう。第八章において同じ。)の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(収集の制限)

第四条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(都が設立した地方独立行政法人を除く。第十条第二項第六号において同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は[第十条第一項](#)各号のいずれかに該当する利用若しくは[同条第二項](#)各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4 前二項の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

(保有個人情報取扱事務の届出)

第五条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

3 実施機関は、第一項の規定による届出に係る保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東京都規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(公表及び閲覧)

第六条 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

(適正管理)

第七条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第十条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

- 2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 出版、報道等により公にされているとき。
 - 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 五 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - 六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
- 3 実施機関は、目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。
- (外部提供の制限)
- 第十一条 実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供を行うことができる。

○国分寺市個人情報保護条例

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、その所属職員に対して、個人情報の収集、保管及び利用(以下「個人情報の取扱い」という。)に関する教育及び研修を行い、この条例の周知及び啓発に努めなければならない。
- 3 実施機関の職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、この条例の規定を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取扱いの一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要な範囲内で、行わなければならない。

- 2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令(法律又はこれに基づく命令をいう。以下同じ。)に定めがあるとき又は国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成11年条例第36号)により設置された国分寺市情報公開・個人情報保護審議会

(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で職務執行上必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、人格的利益を侵害するおそれがあるものとして市長が審議会の意見を聴いて定める事項

(業務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を新たに開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱業務登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録しなければならない。登録された事項について変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う課の名称
- (3) 個人情報を取り扱う目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報保護管理責任者
- (7) 個人情報の保存方法及び保存期間
- (8) その他規則で定める事項

2 実施機関は、当該個人情報を取り扱う業務を開始する前に、前項に規定する内容について審議会の意見を聴かなければならない。登録された事項について変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、第1項の規定により登録された業務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱業務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、登録台帳を一般の閲覧に供するものとする。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 業務の名称及び法令、条例、規則、訓令又は要綱(以下「法令等」という。)の根拠
- (2) 業務の目的
- (3) 個人情報の記録項目

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上必要があると認め、審議会の意見を聴いたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、第1項各号に規定する事項について本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて本人に通知することが必要でないとき、この限りでない。

4 本人又は家族から法令等の規定に基づく申請行為又はこれに類する行為がなされたときは、第1項の規定により個人情報が収集されたものとみなす。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報、業務の必要に応じて、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、き損、漏えいその他の事故を防止し、個人情報の適正な維持管理のために必要な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 市長は、前3項の規定による事務を統括させるための責任者を定めなければならない。

5 実施機関は、第1項から第3項までの規定による事務を処理させるため、当該実施機関の職員のうちから個人情報の維持管理の責任者を定めなければならない。

(目的外利用・外部提供の制限)

第10条 実施機関は、登録した業務の目的以外の目的に当該個人情報を利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要と認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により外部提供をするときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

4 実施機関は、第2項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を目的外利用等をしたときは、第8条第1項各号に規定する事項を明らかにして、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて本人に通知することが必要でないときと認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、第2項第2号又は第3号の規定により目的外利用等をしたときは、当該目的外利用等について、規則で定めるところにより、審議会に報告するものとする。

6 実施機関は、前項に規定する報告をしたとき又は第2項第4号の規定により審議会の意見を聴いて目的外利用等をしたときは、規則で定めるところにより、公表するものとする。

○ 個人情報保護法

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

話題提供

警察を含めた多機関連携を推進する上での「個人情報」の課題

京都産業大学社会安全・警察学研究所長 田村正博

1 警察を含めた多機関連携と情報交換

犯罪的事象における適切な対応を図る見地から警察を含めた多機関連携
非行少年の健全育成の場面では以前から連携のための関係づくり

行政機関個人情報保護法と同内容であれば個人情報保護は障害にならないはず
「相当な理由」あれば足りる

国と異なり他機関への提供を限定している政令指定都市等の場合の問題
＊横浜市教育委員会と神奈川県警察との間では、審議会同意を得て協定締結

行政機関以外との情報交換における問題
法的には行政機関とは異なる扱い（特別の必要）
秘匿されるべき程度の高い情報については別途法的枠組み設定の例

犯罪捜査の場面では非対称な関係
捜査関係事項照会は法的義務付け、「法令に基づく」ものとして提供を受ける
捜査の秘密保持

2 個人情報保護以外の問題

行政機関はそれぞれ特定の目的実現を目指すべき存在
他機関と同じ目的となることは本来ない

行政機関の行動原理としての非難回避
他機関の参加に伴う不確実性の増大

相互理解・相互信頼構築による「実質的に情報交換可能な範囲」の拡大

連携の重要性とともに当該機関への信頼の確保も重要
「連携・情報共有」に限界があることも忘れてはならない

(参考)

刑事訴訟法

196 条 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に係る者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(犯罪捜査規範の関係規定) 捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない(9 条 1 項)。

197 条 2 項 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して、必要な報告を求めることができる。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 23 条

1 項 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2 項 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

＊二号は犯罪被害等に関する相談に応ずること、三号は犯罪被害者等給付金の支給申請を補助すること、四号は被害者に対し援助を行うこと、をそれぞれ規定

4 項 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第 2 項第 2 号又は第 4 号に掲げる事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。

7 項 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第 2 項から第 4 号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。(20 万円以下の過料)

児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に関する協定書

(神奈川県警察本部、横浜市教育委員会)

第 5 条 この協定により提供する情報は、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。(事案 略)

第 6 条 この協定に基づく相互連携は、情報提供事案に関する児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関する範囲に限るものとする。

第 8 条 相互連携に当たっては、秘密の保持を徹底するとともに、この協定の目的を逸脱した取扱は厳につつしむものとする。

お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
社会技術研究開発センター（RISTEX）
〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ 4階
TEL：03-5214-0133 E-mail：pp-info@jst.go.jp

本資料に掲載されているすべての文章、情報、データなどの無断転載、転用を禁止します。